

令和6年第10回教育委員会定例会日程

1 日 時 令和6年10月24日（木）午後2時

2 場 所 朝霞市役所 第1委員会室

3 出席者

教育委員会教育長	久子	隆道
教育委員会教育長職務代理者	平高	倫久
教育委員会委員	森島	松枝
教育委員会委員	上野	史正
教育委員会委員	上野	枝道

4 説明のための出席者

学校教育部長	島孝	之三郎
生涯学習部長	島奥	樹雄
学校教育部次長兼教育総務課長	口関	治豊
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	原小笠	エミツ
学校教育部参事兼教育管理課長	川小石	修知
生涯学習部参事兼中央公民館長	川堀	昭治
教育指導課長	瀬横	克政
学校給食課長	谷長	修政
文化財課長	原藤	吾修
図書館長	田増	潔真

5 議事日程

- (1) 開会宣言
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 会議録の承認・訂正
- (4) 教育長月間行事の承認
- (5) 教育長の報告
- (6) 議案の審議
- (7) その他
- (8) 閉会宣言

別紙のとおり

別紙のとおり

(別紙)

◎ 教育長報告事項

- ①令和6年第3回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について
- ②いじめに関する調査結果について
(当日配付)
- ③令和6年度第1回生徒指導に関する調査の結果分析について
- ④いじめ防止月間における各学校の取組について
- ⑤令和6年度第2回朝霞市スポーツ推進委員会議について
- ⑥朝霞市県展作品展について

◎ 提出議案

- 議案第67号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて
議案第68号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて

教育長月間行事(令和6年9月) 実績

日	曜	時間	行 事 等
1	日	8:40	第69回市民総合スポーツ大会 第39回シングルテニス大会
5	木	15:15	時年休(2時間)
8	日	9:30	第69回朝霞市民総合スポーツ大会 剣道・なぎなた大会
16	月	9:30	第69回朝霞市民総合スポーツ大会 弓道大会
16	月	17:30	2024年度東武鉄道杯少年野球大会開会式
25	水	16:15	時年休(1時間)
26	木	18:30	第69回朝霞市民総合スポーツ大会 当日役員全体会議

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

教育長月間行事(令和6年11月) 予定

日	曜	時 間	行 事 等
1	金	10:00	埼玉県都市教育長協議会第3回定期協議会
2	土	13:30	第63回朝霞市文化祭 合唱演奏会
3	日	11:00	第63回朝霞市文化祭 芸能のつどい
5	火	15:30	市長を囲む意見交換会 懇親会
9	土	10:00	第43回東朝霞公民館まつり
9	土	12:00	第69回朝霞市民総合スポーツ大会 野球大会中学生の部閉会式
10	日	14:00	第63回朝霞市文化祭 音楽祭
17	日	10:00	子ども大学朝霞「ミニあさか」
17	日	11:00	第42回内間木公民館まつり
17	日	12:30	第63回朝霞市文化祭 吟剣詩舞道大会
17	日	13:00	第69回朝霞市民総合スポーツ大会 第21回琉球古武術演武大会
17	日	13:30	第63回朝霞市文化祭 吹奏楽演奏会
18	月	14:30	校長教頭選考通知
20	水	16:00	交通安全作品コンクール表彰式
23	土	8:30	第63回朝霞市ロードレース大会
28	木	13:10	第2回管理職ヒアリング

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

教育長報告事項

令和 6 年第 3 回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について

令和 6 年第 3 回市議会定例会における教育関係一般質問及びその答弁の概要を次のとおり報告します。

質問者： 兼本 尚昌議員（あさか未来）

質 問： 青葉台公園のソフトボール場の音響設備について

（1）音響設備更新計画について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

（1）音響設備更新計画について

質問①

青葉台公園のソフトボール場のラジオ体操時の音響設備の以下の状況を教えてください。

答弁①

青葉台公園のソフトボール場の音響設備につきましては、平成 17 年以前に設置されたものですが、具体的な使用開始日については記録がございませんでした。

使用機器につきましては、音源としてラジオ、アンプ、スピーカーが設置されているほか、それらの電源を制御するためのタイマー等で構成されております。

なお、機器の更新計画につきましては、現時点ではございません。

質問②

令和 5 年秋ごろから不調が目立つようになり、これまで数回、都度、修理をお願いしております。修理直後は調子がよいものの、数日経つとまた、調子が悪くなる、という周期を繰り返している印象です。把握している範囲で、直近の修繕日、修繕内容を教えてください。

答弁②

令和5年秋ごろからの不調、特にノイズの発生につきましては、指定管理者である朝霞市文化・スポーツ振興公社からの情報提供により、状況を把握しております。公社職員が令和6年2月中旬から下旬にかけ、音響設備の調整を行い、その結果、ノイズの発生が無くなりました。令和6年5月中旬に再度ノイズが発生したため、改めて公社職員が調整を行っております。

質問③

現状では都度修理をお頼みする状況となっております。職員の負担軽減、市民サービスの向上のために、この際、予算をつけて設備機器の更新をお願いしたいと考えています。予算化についてのご感触を教えてください。

答弁③

ソフトボール場の音響設備につきましては、生涯学習・スポーツ課職員が9月上旬の早朝の3日間、現地で確認しましたところ、ノイズの発生もなく、問題がないことを確認いたしました。

今後、音響設備に不具合が頻繁に生じた場合には、指定管理者の朝霞市・文化スポーツ振興公社と連携し、対応してまいりたいと考えております。

質問：小学校女子用水着のゼッケンについて

(1) 現状と課題について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

日差しを避けるためにラッシュガードを着用する場合、内側の上半身部分の水着に付けられた名札ゼッケンは無意味であり、改善が必要ではないか。

答弁①

議員ご指摘のとおり、女子用水着の上半身部分の名前ゼッケンについては、ラッシュガードを着用する場合に隠れてしまうことから、各学校には、保護者に過度な負担とならない取付け方について検討するよう、周知してまいります。

質問：小中学校の賠償責任保険について

(1) 現状と課題、市が全額負担する案について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

学校管理下で発生した、児童・生徒が賠償責任を負うトラブルや、責任の所在が曖昧なトラブルについて、どのように対応しているか問う。

答弁①

児童・生徒が財物の損壊を被った際は、学校施設の瑕疵（かし）、学校施設の管理業務遂行上の過失等により、市が法律上の賠償責任を負う場合に学校賠償責任保険の対象となります。

一方、児童・生徒が加害者となり、相手にけがを負わせたり、他者の財物を破損したりするトラブルについては、学校で事実確認を行った上で教育的な指導を行い、損害賠償については、保護者同士での話し合いによる解決を行っております。

なお、けがをした場合は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が利用でき、財物の損害については、各家庭で加入している傷害保険を利用する場合がございます。

質問②

学校管理下で発生した、児童・生徒が賠償責任を負うトラブルや、責任の所在が曖昧なトラブルについて、損害を補償する保険を市で費用負担し、加入できないか問う。

答弁②

損害賠償責任については、該当児童生徒の保護者間で話し合いの上、解決していただきます。責任の所在が曖昧であるトラブルについても同様であり、各家庭で加入している保険を利用される場合がございます。

保険の加入については、家庭の判断で行うことが望ましいと考えておりますが、他市の動向についても調査をしてまいります。

質問：小中学校のタブレット端末保険契約について

(1) 現状と課題、市が全額負担する案について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

現在小中学校校長会で契約しているタブレット端末保険契約について聞く。

答弁①

朝霞市小中学校校長会にて契約をしておりまます、タブレット端末補償制度につきましては、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社を引受会社とし、令和3年度より契約しております。保険金は1人あたり年間1000円、本年度の加入者数は、7月末時点で9433名おり、市内全児童生徒のうち、およそ85%の児童生徒が加入しております。

補償内容につきましては、学校管理下外でのタブレット端末、及び付属品の落下や破損につきまして、最大額6万円の補償でございます。水没、天災、紛失・盗難は補償の対象外となっております。

質問②

学校管理下外でのタブレット端末の損害を補償する保険について、市で全額費用負担し、加入できないか問う。

答弁②

学校管理下内で破損や不具合等があったタブレット端末については、基本的に市費で全額負担し、修繕しております。令和5年度実績では、児童生徒数のおよそ2%の端末の修繕費として、約672万円を支払いました。

また、朝霞市のタブレット端末補償制度の加入者数に対する利用者数の割合は年間1%未満となっております。市の財政負担については、今後の故障率や、他市の動向を注視してまいります。

質問：小学校の集金システムについて

(1) 現状と課題、市が全額負担する案について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

現在の市内小学校の教材費等の集金の現状について聞く。

答弁①

現在、朝霞市内の小学校の教材費等の集金については、1校を除いたすべての学校で、現金集金を行っております。

各学期に1から2回、教材費の集金を行い、宿泊行事や校外学習の旅費については、別に集金を行っております。

事前に集金袋を児童に配布し、集金日当日、一人一人が持参した金額を各担任が取りまとめ、業者に支払いを進めるという流れで行っております。

質問②

市内小学校の教材費集金について、キャッシュレス化サービスを導入できないか問う。

答弁②

現在、さまざまな企業から、集金のキャッシュレス化サービスが提供されていることは承知しております。保護者の負担軽減と、教員の業務負担軽減の観点から、導入について検討を進める必要がございます。

しかしながら、どの企業のサービスでも、月額使用料、または決済手数料の負担が生じ、誰がどのように負担するかといった課題がございます。

また、サービスによっては各家庭や学年ごとの口座開設が必要となります。

キャッシュレス化サービスの導入については、各学校の実態に応じて進めるべきであると捉えており、教育委員会といたしましては、サービスについて情報を収集し、各学校を支援してまいります。

質問：小中学校のプール管理について

(1) 文部科学省からの通知「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について」を受けての朝霞市の対応について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

プールの管理の現状はどのようにになっているのか。

答弁①

各学校におけるプール管理につきましては、プール授業の実施期間前後にろ過機の点検業務委託を行うほか、日常の管理は教職員が分担して行っており、プール水質管理のための薬剤投入、ろ過機操作、使用前後の安全点検、水量調節などを行っております。

日常の管理に当たりましては、特定の個人に偏らないよう、期間や曜日等での分担や複数の人数で対応するなど、管理職指導のもとで、工夫を凝らしながら実施をしております。

質問②

通知を受けての朝霞市の今後のプール管理のあり方についての具体的な取り組みについて教えてください。

答弁②

文部科学省からの通知の中では、学校プールの管理業務に関する負担軽減の方策として、民間業者への委託や自動給水設備の導入など、様々な取組の活用についても示されております。

学校プールにつきましては、教職員への負担軽減に係る課題の他に、プール施設の老朽化も課題となっております。

現在のところ、具体的な取組は決まっておりませんが、他市の状況等も情報収集しながら、今後の学校プールのあり方について検討してまいりたいと考えております。

質問：小中学校の Wi-Fi 環境について

(1) 現状と課題について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

生徒全員がタブレットを使うとネットワークがパンクしてしまい、授業に支障をきたしている。現状と課題についてどのように考えているか。

答弁①

御指摘の事象が起きていることは教育委員会においても認識しており、今回、小中学校のネットワーク入替えを実施するに伴い、光回線を 1 ギガの回線から 10 ギガの回線に増強いたしました。二学期から使用を開始しており、使用状況を確認しているところです。

安定的な Wi-Fi 環境は、AI ドリルやオンライン試験などを実施するには不可欠なものとなってきますので、今後につきましても Wi-Fi も含めた通信環境につきましては、注視し、必要な対応を行ってまいります。

質問者： 小池 貴訓議員（自由民主党）

質問：学校 ICT 教育と心の教育

(1) ICT 教育導入後の現状と展望

(2) 児童生徒の心の教育の現状

(3) 小中学校の道徳教育の現状

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

(1) ICT 教育導入後の現状と展望

質問①

GIGA スクール構想により、令和 3 年度からタブレット端末を使用した教育が実施されたが、導入から 2 年半が経過して、その学習効果と今後の課題をどのように捉えているか。

答弁①

現在、学校では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を目

指して、1人に1台ずつ配付されたタブレット端末を活用し、児童生徒の資質・能力の育成を図っております。例えば、各種アプリを活用し、他者の意見を共有して考えを広めたり、録画機能を使用して自らの学びを振り返ったりする学習活動等を行っております。

また、今年度より導入しているAIドリルを活用し、学校以外でも児童生徒一人一人の学力に応じた学習を進めております。

今後はですね、引き続き、文部科学省が示す「令和の日本型学校教育」の実現に向けて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、より一層、タブレット端末の効果的な活用を推進してまいります。

質問②

今年度から導入したAIドリルについて、教師や児童生徒からの評判や効果はどうなっているのか、聞く。

答弁②

今年度の1学期から実施を始めたばかりであるため、詳細な検証については、これからであると捉えておりますが、学校からは、教師にとって練習問題や教材の準備に関する負担が削減できたとか、児童生徒の実態に応じた問題を学習させることができているなどの声を聞いております。また、児童生徒の様子については、自分のペースで主体性をもって問題に取り組めるよさがあるという風に聞いております。

質問③

文部科学省が示す「令和の日本型学校教育」の実現に向けた「個別最適な学び」とあるが、教職員の働き方改革が示される現在、この「個別最適な学び」を推進しても、教職員の負担は増えないとの認識でよいか。

答弁③

文部科学省が示す、今の議員がおっしゃたところですが、まず教職員の働き方改革については、教職員の勤務時間や働き方を見直し、教職員が心身ともに健康で充実した生活を送るとともに、自らの授業を磨くことによって、学校の教育活動の質を向上させることを目的としております。

議員ご指摘の「個別最適な学び」は、先行き不透明な未来を生きる子どもたちに持続可能な社会の創り手となる力を育むために必要な授業づくりの要素であり、従来からの一斉型授業にとらわれない、子どもを主体とした授業改善

が求められております。

この教育の大転換期において、教材研究等に時間を要することもありますが、個別最適な学びを進めていくということは、非常に重要なことだと捉えております。

(2) 児童生徒の心の教育の現状

質問①

インターネット上のいじめの助長、無意識な犯罪への加担を防ぐために、朝霞市の学校教育では、児童生徒の心を正しく導く教育はどうに行っているか。

答弁①

学校では、情報社会に参画する態度を育成するため、情報発信による他人や社会への影響、インターネット上のルールやマナーを守る意味、基礎的な情報セキュリティなどについて考え、理解する学習を発達段階に応じて行っております。

また、インターネット・SNS等を通じたいじめやからかいを起こさないよう、各教科においてネットモラルに関する学習や、外部講師を招いたスマート・ケータイ安全教室などの学ぶ機会を設けております。

インターネット以外の日常的な場面においても、「いじめは絶対に許さない」という態度を育成するため、道徳や学級活動などの授業のほか、教育活動全体を通じて指導をしております。

(3) 小中学校の道徳教育の現状

質問①

道徳教育とは児童生徒が人としての在り方を自覚し、人生をより良く生きる為に道徳性を育成することを目的とした教育であると思っています。

朝霞市的小・中学校において、道徳教育は年間でどの程度の時間数を充てているのでしょうか。

答弁①

道徳における各学年の標準の授業時数は、国の定めにより、小学校1年生が年間34時間、2年生から6年生までが年間35時間、中学生も年間35時

間、となっており、基本的には週に1時間授業があります。

質問②

道徳教育の中で、どのような事に主眼を置いて教育を行っているのかお尋ね致します。

答弁②

学校で行う道徳では、内容項目が大きく4つに分けて構成されております。正直、誠実などを扱う「A 主として自分自身に関すること」、親切、思いやりなどを扱う「B 主として人との関わりに関すること」、規則の尊重などを扱う「C 主として集団や社会との関わりに関すること」、生命の尊さなどを扱う「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」があります。

いずれも、教科書にある教材文でこれらの内容項目に触れながら、発達段階に応じて道徳的価値について、考え、議論する授業を行っております。

質問③

1年間で35時間の授業を実施することで道徳心が身につくよう設計されていると思うが、現場の感覚として、授業時間の不足を訴える声は上がっているか。

答弁③

現状ではですね、学校から教育委員会に対して、道徳の授業が不足していると訴える声は、今は上がっておりません。

道徳教育は、道徳の授業だけに限らず、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うことにより、道徳性が育成することができるという風に捉えております。

質問④

道徳教育の重要性について、教育長の考え方を聞く。

答弁④

ご質問の趣旨として、学校ICT教育と心の教育ということでございますけども、未来を生きる子どもたちにとりまして、インターネットやSNSを含めたICT機器の活用能力の育成は、これからの中学校共育に必要不可欠であると考えております。

しかしその一方で、ＩＣＴ機器を扱う子どもたちに、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことは、最も重要な教育活動であると捉えております。

学校教育におきましては、引き続き、ＩＣＴ教育を推進していくとともに、道徳の授業のみならず、学校の教育活動全体を通して、道徳性を育成してまいりたいと考えております。

質問者： 田原 売議員（あさか未来）

質問：新紙幣への対応について

(1) 券売機等の更新に係る現状と課題

①新紙幣対応自動精算等の現状と課題

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

体育施設への券売機の設置状況について聞きたい。

答弁①

生涯学習部で所管する体育施設におきましては、総合体育館に1台、溝沼子どもプールに2台の券売機を設置しております。

総合体育館の券売機では、トレーニング室を含む個人使用料の徴収を行っており、溝沼子どもプールの券売機では、入場料の徴収を行っております。

質問②

体育施設に設置されている券売機の新券種対応状況について聞きたい。

答弁②

総合体育館の券売機につきましては、令和6年9月の休館日において、部品交換を行い、新券種への対応が完了する予定でございます。

溝沼子どもプールの券売機につきましては、機器が古く、部品交換による対応が困難であることから、令和7年度予算におきまして、更新費用を予算要求する予定でございます。

質問者： 西 明議員（あさか未来）

質 問：放課後子ども教室について

（1）放課後子ども教室の平日開催に向けての動き

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

学童との差別化について聞く。

答弁①

これまでの放課後子ども教室は、地域の方々の協力を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等を推進する事業として取り組んでまいりました。

今後につきましては、国が進める親の就労に関わらず、全ての子どもに安全・安心な居場所を確保する観点から、取り組みを進めてまいります。

質問②

どのような利用者を想定しているのか。

答弁②

放課後子ども教室を開設した小学校に通学する児童を対象として、放課後に安心安全な校内で宿題に取り組んだり、友達と過ごしたりすることを希望する児童を想定しています。

質問③

学校とはどのように連携していくのか。

答弁③

学校の連絡体制ですが、教室等の利用調整を行うほか、開設後は、定期的に市と学校と事業者の3者で調整会議を開催し、学校行事や共有事項の確認などについて連携してまいりたいと考えております。

質問④

人員や余裕教室の確保についてはどうなっているのか。

答弁④

放課後子ども教室の運営については、民間事業者等への委託を考えており、会場につきましては、普通教室を含めて、今後学校と調整することを予定しております。

質問⑤

費用の見込みは。

答弁⑤

新座市の放課後子ども教室を視察するとともに、複数の事業者へ聞き取りを行っております。また、安心・安全のため入退室の際に保護者にメールが届く、システムの導入なども検討しており、費用につきましては、現在、積算しているような状況でございます。

質問⑥

現在、実施しているプログラム提供型を今後も継続するのか。

答弁⑥

プログラム提供型の事業につきましては、これまで放課後子ども教室実行委員会において、運営方針や年間事業計画等を協議いただいておりますので、今後の運営につきましても、実行委員会に御意見を伺いたいと考えております。

質問⑦

候補校の選定はどのように行われたのか。

答弁⑦

対象校につきましては、放課後児童クラブの申請者の見込数などを参考に、関係部署で構成します府内対策連絡会で現在協議をしております。

質問⑧

学童とは違い、親の就労と関係なく、すべての子どもを対象としているにもかかわらず、放課後児童クラブの申請者見込数などを参考にするのはなぜか。

答弁⑧

対象校の選定につきましては、平日・長期休業中の放課後子ども教室の開催を望む要望書が、放課後児童クラブ父母連絡協議会から提出されたこと、また、放課後児童クラブに登室している6割から7割の児童が午後5時までに帰宅している状況等を参考にするとともに、放課後児童クラブに対するニーズへの対応も考慮し、検討を進めております。

質問⑨

府内対策連絡会の具体的な構成は。

答弁⑨

子どもに関する施策を担当する保育課、こども未来課を始めとして、子ど

もたちが集う公園を管理するみどり公園課などとともに、教育委員会の関連部署を含めた10課の所属長で構成し、事務局は生涯学習・スポーツ課が担当しております。

質問：学校へ行けない子どもたちを取り巻く環境について

- (1) 放課後等デイサービスの出席扱いについて
- (2) 自分のクラス以外で過ごす際の保護者の負担の実態

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

- (1) 放課後等のデイサービスの出席扱いについて

質問①

市内の小学校で放課後等デイサービスに通っていて、出席扱いになっている事例はあるか。

答弁①

障害のある児童生徒が、授業終了後や学校休業日に放課後デイサービスに通うことをもって出席扱いとすることは基本的にはございません。

しかしながら、日常生活における基本的動作の指導や、自活に必要な知識、技能の付与等を目的に、課業時間の中で、計画的に療育施設等に通っている場合については、校長の判断で出席扱いにすることができ、実際に出席扱いしている学校もございます。

質問②

不登校児童が学校以外の施設等で過ごす際に、校長はどのように出席扱いの判断をしているのか。

答弁②

令和元年10月25日付けで文部科学省から通知されている「不登校児童生徒への支援の在り方について」の要件に基づいて、校長が判断しております。

質問③

不登校児童が学校以外の施設等で過ごす際に、校長は障害の有無に関わらず、要件に基づいて、同じように判断しているのか。

答弁③

障害等の有無に関わりません。児童の通学実績や学習内容について、施設

の担当者や保護者を通して確認して、校長が判断しております。

質問④

福祉施設等と学校、家庭の連携を深めるための市の考え方をうかがいたい。

答弁④

保護者や学校、福祉施設等の要望により、学校に、福祉施設の職員を招き、授業を参観したのち、ケース会議を開き、支援の在り方について協議することがございます。今後も、児童生徒が多様な学びの場において、社会的に自立し、成長できるよう、福祉施設と学校、家庭が連携して子どもを見守る体制をきちんと整えてまいります。

(2) 自分のクラス以外で過ごす際の保護者の負担の実態

質問①

保護者同伴でクラス以外の教室で勉強をしている児童がいることを把握しているか。

答弁①

教室以外で児童が学習する際には、安全面を考慮し原則として教職員が付き添うことになっております。児童生徒の実態に応じて保護者が同伴する場合もございます。

質問②

不登校児童への心のケアや保護者への対応についての教職員を対象とした研修等は行っているのか。

答弁②

市として、学期ごとに教育相談主任を対象とした不登校対策会議を開催し、不登校児童生徒の対応や各家庭への支援のあり方について、協議をすすめております。また、各校の校内研修においては、教育相談主任等が中心となり、「不登校対応 段階別アプローチプラン」に基づいた対応等について、研修をすすめております。

質問③

担任は不登校児童の保護者から受けた相談に対してどのように対応しているのか。担任だけで判断しないで、相談できる環境はあるのか。

答弁③

各学校においては、不登校児童の保護者から相談を受けた際は、担任だけ

で対応するのではなく、学年主任や教頭、校長、養護教諭に報告・連絡・相談しながら対応しております。また、教育相談部会や生徒指導部会等で情報を共有して、組織的に対応しております。

質問④

不登校に関わる相談があった際には、学校に通うこと以外の選択肢、例えばフリースクールなどの情報は学校から保護者に伝えられるのか。

答弁④

各学校において、保護者から不登校に関わる相談があった際には、支援策の1つとして、学校以外にもフリースクール等の多様な学びの場があることを情報提供しております。

教育委員会としては、各学校と連携しながら、個に応じた対応ができるよう支援してまいります。

質問⑤

不登校過去最多を受けて、こども家庭庁が専門の支援員を自治体に配置すると発表があったが、現状市で把握していることはあるか。また、市としてはそのような現状に対してどう考えているか。

答弁⑤

委員がおっしゃるように、その情報は知っております。また、20の自治体に入るということを聞いているので、朝霞に入るかどうかについても、報道以上の情報は入っておりません。

教育委員会といたしましては、関係機関と連携して、不登校児童・生徒を含めたすべての子どもたちが安心できる場所で、社会的自立に向けた学びが継続できるよう、引き続き、各学校と連携し、支援してまいります。

質問者： 高堀 亮太郎議員（参政党）

質 問：農業と共存するまちづくり

（1）学校給食における地産地消の取組

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

外国産食材の使用状況は。

答弁①

給食食材につきましては、国内産を基本とし、無添加、無着色、遺伝子を組み換えていない食品などを指定して購入し、食材の安全性を確保しております。

具体的には、確実に国内産を納品可能な食材は国内産を指定し、外国産と両方流通している食材は価格よりも国内産を優先して購入しておりますが、加工食品等の一部に外国産の原料が含まれている場合がございます。

外国産の原料を使用した主食として、輸入小麦と国産小麦を配合したパン、中華麺を購入し使用しておりますが、献立によっては国産小麦のみを使用したパンも提供しております。

今後は、輸入小麦を配合したパンについても国産小麦100%に切り替える予定と購入元から伺っております。

質問②

国産食材への切り替え時期は。

答弁②

パンに使用する小麦に関して、主食の購入元である埼玉県学校給食会に確認したところ、令和6年4月以降から小麦の配合は、国内産と外国産の割合が5:5となっており、令和9年度を目標に完全国内産にする予定と伺っております。

今後も引き続き、国内産の食材を基本とすることで、安心・安全な給食を提供してまいります。

質問：日本に誇りが持てる教科書を子ども達に

(1) 中学歴史教科書の採択の在り方

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

今年度の中学校歴史教科書採択にあたり、重視した点について聞く。

答弁①

教科書の採択につきましては、綿密な調査研究を踏まえた上で、採択委員が国や県が示しているガイドラインや通知等に基づき、内容の組織・配列・分

量が効果的であるか、学習指導要領の教科の目標を達成するための効果的な工夫がなされているか等の視点により、総合的に判断し選定しております。

質問②

教科書採択に関して、過去の議会で議員から出された意見を採択委員に共有したか。

答弁②

教科書の採択は、採択権者の権限と責任のもとで、公正かつ適正、主体的に行われることが求められています。従いまして、採択に向けて何を参考にするかは採択委員が自ら判断するものであり、教育委員会から採択委員に対して、過去の議会で出された議員の意見等を提供することはございません。

質問③

教科書採択地区を朝霞市単独にすることはできないのか。

答弁③

教科書の採択地区は、その地域内で一種の教科書を使用することが適当と考えられる地域であり、県教育委員会が設定する地域の自然的、経済的、文化的諸条件等を考慮して決定することとなっております。

教科書採択においては、十分な調査研究を行い、広い視野からの意見を反映させ、公平性・透明性を確保して実施する必要がございますので、引き続き調査研究してまいります。

質問者： 遠藤 光博議員（公明党）

質 問：助かる命を救うために

（1）児童へのジュニア救命士養成講習の状況

（2）学校の応急手当普及員の配置

答 弁：

ジュニア救命士養成講習につきましては、より広く応急手当の普及啓発を図ることを目的として行われており、大変意義のあるものと認識をしております。

小学生の段階から応急手当の技術等を学習し、命を守り、命を救う力を身に付けるということは、平時のみならず、大規模な災害が発生した場合に備え、大変重要なことであると考えております。

2点目の助かる命を救うためにの（2）について、ご答弁申し上げます。

各校の応急手当普及員の配置状況は、現在、小学校7校に15名、中学校3校に3名の計18名となっており、小学校は3校、中学校は2校が未配置でございます。

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

心肺蘇生法トレーニングツール「あっぱくん」を使用したジュニア救命士養成講習を過去に行った学校もある。簡易な教材であり、一度に全児童が実施できるため、継続していけるとよいと考えるが、どうか。

答弁①

ジュニア救命士講習につきましては、令和3年度より朝霞第五小学校で実施をしており、今年度も2学期に実施予定となっております。

心肺蘇生法トレーニングツール「あっぱくん」を使用したジュニア救命士養成講習につきましては、「命を守る」「命を救う」ことを実践的に学べるものですので、意義や取組内容については、実際に消防署よりお借りして、校長会議・養護教諭研究協議会等で積極的に周知してまいります。

質問②

応急手当の普及・推進の背景にASUKAモデルがある。これを踏まえてもう一度、ジュニア救命士養成講習について問う。

答弁②

昨年度の「学校安全総合支援事業」埼玉県成果発表会において、「ASUKAモデルについて」の講演がございましたので、担当指導主事が出席いたしました。重要性等については、安全主任研修会や養護教諭研究協議会にて周知しているところです。また、「救命サポーター」のチラシを各学校へ送付して周知しております。

学校生活での心肺停止等の事故は、いつでも起こりうるものだと想定した上で対応していくかなければなりません。引き続き不測の事態に備えた実践的な力をつけていくために、各学校においてジュニア救命士養成講習等が実施できるように支援してまいります。

質問③

応急手当普及員になるためのプロセスは。

答弁③

応急手当普及員につきましては、本市を所管する埼玉県南西部消防本部の主催で、毎年新規講習会と更新のための再講習会が開催されております。

新規講習受講者は2日間の講習会に参加し、講義・実技・伝達計画作成・模擬伝達を行った後に、講習内容に沿って筆記試験が実施されます。

再講習受講者は半日の講習会に参加し、実技・伝達計画作成、そして模擬伝達を行います。

質問④

応急手当普及員更新の手続きは。

答弁④

応急手当普及員の資格は3年で失効しますが、応急手当普及員再講習を、希望により受講することで更新が可能となっております。

質問⑤

応急手当普及員が配置されてない学校はどうするのか。

答弁⑤

各校の養護教諭は、隔年で開催される上級救命講習を受講したり、養護教諭研究協議会内で救助法研修を行ったりしております。

応急手当普及員未配置の学校においても、これまでに応急手当普及員講習を受講した教員が各校1名以上おり、普及員経験のある教員や養護教諭が中心となって、校内研修での救助法研修を実施しております。

質問：高齢者の生涯学習支援**(1) ウェルビーイングと生涯学習について****答弁：**

4点目の高齢者の生涯学習支援の(1)について、ご答弁申し上げます。

生涯学習を通じたウェルビーイングの実現につきましては、多様な学びの機会や、誰もが参加できる学習の場の提供に努めるなど、学習の成果を地域に還元し、市民主体の活動が持続的に行われる環境づくりに取り組んでおります。

質問者： 外山 麻貴議員（つばさの党）

質 問： 埼玉県立高校共学化の方針を受けて

**（1）子どもたち当事者の意見を広くアンケートして県に報告したらよいのでは
ないか**

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

事前に中学生に対してアンケートなどあったのか。

答弁①

令和6年4月に埼玉県から、WEB上での共学化についてのオンラインアンケート協力依頼がございました。市内各中学校にアンケートの回答を任意で依頼しました。

調査対象は、県内在住又は在学の高校生及びその保護者と県内在住又は在学の中学生及びその保護者でございました。

質問②

共学化について中学生の意見はどうだったのか。

答弁②

このアンケートの結果につきましては、埼玉県によると、当事者である中学生からの回答は記名あり24,343件、記名なし77件の回答がありました。令和6年3月の義務教育人口推計結果報告書によりますと、15%程度の回答であったと捉えております。

男女別学校の在り方については、「共学化した方がよい」18.7%、「共学化しない方がよい」19.3%、「どちらでもよい」56.2%、「その他・わからない」5.8%が中学生の回答状況でございました。

質問③

保護者の意見はどうだったか。

答弁③

「子どもをどの高校へ進学させたいか」という質問に対する回答は中学生保護者において、「共学校に進学させたい」27.3%、「男子校に進学させたい」4.4%、「女子校に進学させたい」3.6%、「こだわりはない」61.7%が主な回答でございました。また、男女別学校の在り方については

「共学化した方がよい」 13.8%、「共学化しない方がよい」 43.5%、
「どちらでもよい」 40.2%が主な回答でございました。

質問④

現役の高校生から別学を残してほしいという 3万人の署名が集まったようだ
が県は当事者の意向をくんでいるとは思えない。朝霞市としては署名をどう
受け止めるか。

答弁④

県立高校の共学化の話でございますので、県の教育委員会が先日方向性は
出しました。高校生が署名を集めて県に提出したことは報道ベースで確認して
おりますが、これに対し朝霞市として何かコメントする立場にはないと思ってお
ります。

質問⑤

県立高校の共学化について、当事者の意向が置いていかれないように、市
として子どもの意向を把握し、県に報告していってはどうか。

答弁⑤

子どもの意向を伝えることは大切なことと捉えておりまして、今後、生
徒会などから主体的に意見が出てくるようでしたら教育委員会としては対応し
てまいります。

質問者： 増田 ともみ議員（進政会）

質 問： 安心安全な、保育施設・学校での生活について

(1) 食物アレルギーの認識・理解について

(2) 窒息事故について

答 弁：

(1)について、ご答弁申し上げます。

市内各校では、年度当初に児童生徒の食物アレルギーの確認を全教員で行
っているほか、新就学児につきましても入学前にアレルギーについての聞き取
りを行っております。

また、アレルギー対応を必要とする児童生徒につきましては、医療機関か
ら発行される管理指導表をもとに保護者・担任・養護教諭・管理職等で毎年面
談を実施し、対応について確認をしております。その他にも、修学旅行等宿泊

行事の前には食事のメニューについて、保護者と確認を行っております。

また、学校給食課では給食を提供する上での配慮として、小麦等のアレルギーによりパンや麺を喫食できない児童生徒にご飯を提供する米飯代替事業を実施しているほか、自校給食の学校では除去食で対応しております。

(2)について、ご答弁申し上げます。

令和6年2月の、福岡県の小学校における給食時の窒息事故を受け、朝霞市では3月の校長会議において、「よく噛んで給食を食べること」について注意喚起するとともに、児童生徒に指導するよう指示いたしました。

また、4月には県教育委員会を通じて事故防止に向けた取組の徹底に関する連絡があり、市内各校に周知・徹底をしております。

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

ここ最近、アレルギーが疑われるケースがあったか。あればその内容も。

答弁①

この3年間につきまして確認しましたところ、令和4年度と令和5年度に1件ずつございました。

令和4年度は、乳アレルギーによるものでした。内容としては、アレルギーについて、学校でも事前に把握しており、保護者が給食の献立を確認した上で、食べても大丈夫との判断により喫食したところ、アレルギー症状が発症したものです。

持参していた薬を服用しましたが改善が見られなかつたためエピペンを使用し、救急搬送を要請しました。

令和5年度のケースにつきましては、医師の診察の結果、運動誘発によるアナフィラキシーと考えられますが、原因は不明であるとの内容でした。学校では、発症後、速やかに救急搬送を要請し、診察後にはエピペンが処方されました。

質問②

ここ最近、誤嚥等によるヒヤリハットに該当するケースがあったか。あればその内容も。

答弁②

最近のケースにつきまして確認しましたところ、令和3年度と令和6年度に1件ずつございました。

令和3年度のケースは、てんかんの発症に伴い給食が気道に入り、嘔吐したものです。保健室で脈拍等を計測しながら、救急搬送を要請しました。

令和6年度のケースは、給食を食べている際に意識を失い、救急搬送を要請したものです。検査の結果てんかんであることが判明しております。

質問③

市内小中学校での給食の時間について、特別支援学級も含めて聞く。

答弁③

小学校では45分間の学校が6校、50分間が4校、中学校は全て35分間となっております。また、特別支援学級も同じ給食時間となっております。

質問④

給食の時間は低学年から高学年まで一緒に準備から片付けまでを含むのか。

答弁④

各校において、全学年同じ時間であり、給食の時間には準備から片付けまで含まれます。

質問⑤

安全のため、給食時間の確保をお願いしたいが可能か。

答弁⑤

各校の日課の関係もございますので、給食の時間内で準備や片付けを効率的に行う等の工夫をしながら、児童生徒が安全に給食を食べるための時間を確保できるよう、校長会議等で周知してまいります。

質問⑥

心肺蘇生の研修に誤嚥発生時の対応法も取り入れることはできないか。

答弁⑥

埼玉県南西部消防本部の主催で毎年行われている応急手当普及員講習において、誤嚥発生時の対応法が取り扱われており、各校の希望者が受講しております。

教育委員会といたしましては、教員にとって誤嚥発生時の対応も身に付けておく必要があると考えますので、動画等も活用しながら研修に取り入れてい

けるよう、校長会議等で周知してまいります。

質問者： 陶山 憲雅議員（進政会）

質問：平和事業について

（1）令和7年、戦後80年にあたる朝霞市の慰霊事業について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

（1）令和7年、戦後80年にあたる朝霞市の慰霊事業について

質問①

市内小中学校における平和教育はどのようにすすめられているか。

答弁①

学校教育部所管部分について、ご答弁申し上げます。

小・中学校における平和に関する学習といたしましては、学習指導要領に基づき、各学校で作成された年間指導計画に則り、社会科の授業を中心に、戦争の惨禍、平和の尊さ、国際協調と国際平和の実現等について、学習しております。授業では、効果的にＩＣＴ機器を活用し、写真資料を見たりして、児童生徒が戦争の歴史について理解を深められるよう工夫をしております。また、国語や特別の教科道徳等の授業においても、戦争や平和を題材とした教材を通して、生命や平和の尊重について学習しております。さらに、総合的な学習の時間において、「平和」を探求テーマとして取り組んだ事例もございます。

また、博物館利用授業の際に、常設展示されている、戦時中の道具を見学する事例等がございます。展示されている実物を見たり、話を聞いたりすることを通じて、児童生徒が、戦争の歴史や、平和についての理解を深めることができる取組であります。

質問者： 黒川 滋議員（立憲・あゆみの会）

質 問：公共施設の課題

（1）中央公民館のリニューアル

（2）公共施設の断熱対策の状況

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

（1）中央公民館のリニューアル

質問①

長寿命化改修工事に合わせ、机、椅子など備品の更新予定について。

答弁①

現在、中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事の設計を行っていますが、工事とは別に、机、椅子など備品で対応するものについても現在、精査を始めております。

質問②

図書室について、快適な自習室として作りかえないので。

答弁②

現在の図書室につきましては、社会教育法等の関係で維持していきたいと考えておりますが、現在も図書室で勉強をしている学生の方は多く見られますので、机の使用やレイアウトについて検討し、対応してまいりたいと考えております。

質問③

若い方や新住民の増やし方について、どのように考えているのか。

答弁③

公民館利用者の平均年齢が上がっていることは、課題の一つとして認識しております。

若い方に公民館を利用していただくためにも、これまで以上にSNSを通じた発信や自主講座で、若い人の興味を引くような内容を、今後、検討してまいりたいと考えております。

質問④

長寿命化改修工事の設計に当たり、どのような人に意見を聞いたのか。

専門家に意見を聞いたのか。ワークショップなどにより意見を開く機会は

設けたのか。

答弁④

改修工事に当たりましては、利用団体の他に、市民意見交換会の開催や市民アンケートを実施しました。専門家の意見という部分については、実施はしておりません。ワークショップについても予定はしておりませんが、例えば設計会社の方とか、ノウハウをお持ちになっておりますので、相談しながら知見等を設計に反映させていければと考えております。

質問⑤

他の地区館の機能などを含め、課内、部内で議論したのか。

答弁⑤

機能の面につきましては、中央公民館では音楽室やプラネタリウム、コミセンでは大きなホールがございます。地区館については、体育室を備える東、西、内間木公民館がございますので、機能の分散という意味では検討していく必要はあると思いますが、今回の改修工事では大きなレイアウト変更は予定しておりませんので、地区館の改修工事等での検討課題として、今後、捉えてていきたいと考えております。

質問⑥

視覚、聴覚、四肢、知的障害者等へのバリアフリーチェックを行う予定はあるのか。

答弁⑥

障害者団体などによるバリアフリーチェックは、今回実施の予定はございませんが、これまでに寄せられた意見を参考に、トイレの洋式化や受付窓口のローカウンター化などを実施しますので、ある程度バリアフリー化は進んで行くものと考えております。

質問⑦

センター機能である中央公民館はあらゆる方が利用されるので、当事者のバリアフリーチェックが必要だと思うが。

答弁⑦

バリアフリーチェックにつきましては、例えば先進自治体では、大きな施設を作るときに、図面、あるいは現地で行うと聞いております。今回につきましてはスケジュール等、難しい面がございますので、営繕部門と今後協議をし

た中で調査研究をしていければと考えております。

質問⑧

Wi-Fiは各部屋で使用できるのか。

答弁⑧

各部屋でのWi-Fiにつきましては、ポケットWi-Fiで引き続き対応していきたいと考えております。

質問⑨

災害時、中央公民館は市役所の代替機能をやらなくてはならないが、Wi-Fiはつけなくて良いのか

答弁⑨

現在、Wi-Fiにつきましては、中央公民館・コミュニティセンターの1階及び2階のロビーで使用可能となっております。各部屋でのWi-Fiにつきましては、ポケットWi-Fiで引き続き対応していきたいと考えております。

質問⑩

プラネタリウムは続けるのか。続けるならば運営を改善する予定があるのか。

答弁⑩

プラネタリウムの投影機や、ドーム天井及び座席などの主要な設備は、そのまま使用することを予定しております。観覧料の改定等は予定しておりません。

(2) 公共施設の断熱対策の状況

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

学校施設の断熱対策の状況について聞く。

答弁①

小・中学校施設における断熱対策としましては、各学校の最上階にある普通教室の天井裏に断熱材を設置し、学校によっては併せて遮熱カーテンの設置工事を進めているところです。

断熱材設置の実績としましては、令和5年度は、第一小学校3教室及び第八小学校2教室に設置しており、設置費用は合計で70万3,780円でござ

いました。

令和6年度は、第二小学校8教室、第三小学校9教室、第七小学校7教室、第八小学校8教室、第一中学校10教室、第三中学校7教室、第五中学校3教室に設置し、設置費用は合計で859万8,700円でございました。

また、遮熱カーテンの設置実績としましては、令和6年度に第八小学校の4階西側廊下の窓及び第三中学校の4階7教室に設置し、設置費用は合計で、143万6,600円でございました。

質問②

どのような工事をしたのか。

答弁②

内断熱という形で、屋内の躯体に発泡ウレタンフォームを吹きつけたり、断熱ボードを貼ったり、そして天井の裏側に断熱材を敷き込むという形で工事を行っています。

内断熱のメリットとしては、外壁に影響がないため、外観を変えずに改修ができるというようなメリットがあります。

質問③

今後の予定について。

答弁③

第四小学校及び第五小学校は校舎建設時に断熱材が設置されております。

また、現在工事中の第六小学校及び第九小学校の増築校舎の天井には断熱材が設置されます。

今後は、現時点では設置されていない学校につきましても、設置時期や設置教室などについて学校と調整を図りながら、断熱対策を段階的に取り組み、児童生徒の教育環境の改善に努めてまいります。

質問④

断熱対策により、電気使用量どのくらい削減したか。

答弁④

断熱対策の多くは令和6年度に実施していることから、現時点では、電気使用量の削減量の比較はできておりませんが、学校関係者からは断熱対策工事後、夏場の体感温度が下がっており、教育環境の改善がみられたとの声はいただいております。

質問者： ごん 純一議員（日本維新の会）

質 問：共同養育の現状と、民法改正後の共同親権の導入について

（1）学校行事などをはじめ、別居親との交流について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

学校行事などに親権のない別居親はどのように参加しているか、朝霞市の現状について聞く。また、将来的な取組についても聞く。

答弁①

小・中学校では、入学・転入の際に、特別の事情があるご家庭については、学校で保護者と面談を実施し、そのご家庭の事情や背景を聞き取り、学校生活において必要な配慮を行っております。

授業参観や運動会などの学校行事においても、親権のある保護者と確認を取りながら、対応しております。

また、今後におきましても、各家庭の事情を考慮するとともに、当該児童生徒の気持ちに寄り添った適切な対応ができるよう各学校を支援してまいります。

質問②

親権のある保護者が別居親の学校行事への参加を拒否した場合、どのように対応するのか。

答弁②

学校行事の参加については、ご家庭の背景に身体的・精神的暴力等の被害の恐れがある場合は、児童生徒の安全確保の観点からお断りすることがあります。

特に、虐待やDV等の心配がなく、親権のある保護者が学校行事の参加について、拒否をしている場合は、学校が判断することはできませんので、ご夫婦間においてご相談いただいております。

質問者： 田辺 淳議員（無所属）

質 問： 共に学び、育つ—「自主と自律、共育のまち」をつくるために

- (1) ギガスクール、ICT教育の具体と課題について
- (2) 生涯学習施設の今後について
- (3) スポーツ施設の今後について

- (1) ギガスクール、ICT教育の具体と課題について

答 弁：

6点目の共に学び、育つ—「自主と自律、共育のまち」をつくるためにの

- (1) について、ご答弁申し上げます。

令和6年度の夏休みには、ほとんどの学校でAI搭載型ドリルを活用した課題が出されており、多くの児童生徒が取り組んでおります。タブレットによる学習が苦手な児童生徒への支援については、教員の端末から確認し、置き去りにならないよう個別にフォローをしていくことが大切であると捉えております。

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

フォローする人がいないと活用できないのでは。IDはどうなっているのか。

答弁①

IDについて先にお答えします。ユーザー登録ははじめに業者がしております。その上で、児童生徒の自分の端末からログインして使っております。それから、中身については、私も実際にやってみて、最初に始める際はそばに人がいた方が、よりわかるものです。体感的に操作がわかる子どもはよく進めるでしょうが、苦手な子どもはたしかにありますので、教員が子どもたちの学習状況を見ることが出来ますので、その様子を見て、実際にその子どものそばに行き、教えて、使い慣れさせていくというところは寄り添っていく必要があるかと思います。やっていくうちに、子どもが教師の力を超えて自分の力でやれるようになっていくのかなと思っています。また、入力については、タッチペンで試したところ、分数なども認識しましたので、その文字認識についてもAIドリルすらも向上しているのかと思っております。

質問②

ログインができないなど、子どもに精神的な負担を強いているのではないか。

答弁②

家庭で取り組む際には、夏休みの宿題にも今回多くの学校で出しましたので、保護者がそばにいて、しっかり取り組めているかの確認は必要かなと思います。それが出来た上で、子どもたちが自主的に取り組めるようになるかなというところで、最初のとつかかりの段階で保護者もAIドリルすらについての認識をもっとご理解いただく必要があるかなと思います。

質問③

今までの期間、いくらすららドリルに支払っているか。

答弁③

費用については手元に資料はございません。

質問④

教員が手抜きができる仕組みになっているが、その点についてはどうか。

答弁④

本的にタブレット端末は学習する上でのツールでしかありませんし、そこに入っているAIドリルについては個別最適な学びのためのアプリでしかありません。こういったものを使いながら、これから最終的にはAIが進展していく世界を生きていく子どもたちに、力をつけていくというところが大事だと思っております。基本的にはAIドリルはそのための手段でしかないと思っています。また子どもたちは非常に早く使いこなしていますので、使うこと自体が目的ではないので、あくまでもこれを使って、子どもたちに力をつけていくことが大事だと思っております。

（2）生涯学習施設の今後について

答　弁：

生涯学習施設でございますが、中央公民館を始めとして地区館を含め6館体制とし、図書館につきましては、朝霞駅と朝霞台駅方面に2館を配置しております。また、本市におきましては、博物館を整備するなどこれまでも施設の充実を図ってまいりました。御指摘の生涯学習施設の充実を総合計画に位置付

することにつきましては、現在、既存の施設の老朽化対策に取り組んでいる状況を考えますと、難しいものと考えております。

(3) スポーツ施設の今後について

答弁：

次に、(3)について、ご答弁申し上げます。

市民が生涯にわたってスポーツやレクリエーション活動を楽しむため、第5次総合計画後期基本計画では、利用しやすい施設の整備を柱に位置づけ、この間、総合体育館や武道館の大規模改修工事を実施し、合わせて、エレベーターや空調設備の設置などを進めてまいりました。

東洋大学付近に、新たなスポーツ拠点を設けるべきではないかとの御提案につきましては、既存スポーツ施設の老朽化対策に多額の財源が必要なこともありますので、現時点では難しいものと考えております。

第6次総合計画におきましても、計画的な改修やバリアフリー化を進め、誰もが安心して利用できる施設の整備・充実に努めてまいります。

教育長報告事項

令和6年度第1回生徒指導に関する調査の結果分析について

令和6年4月1日～令和6年7月31日

1-1 暴力行為（小学校）

区分	(1)発生件数 (延べ数)	加害児童生徒数（実人数）						(2)合計	(3) (2)のうち、2回以上暴力 行為を行った児童生徒数		
		学年別内訳人数									
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生				
合計	9	1	0	0	1	2	3	7	1		
対教師暴力	0	0	0	0	0	0	0	0			
生徒間暴力	8	0	0	0	1	2	3	6			
対人暴力	0	0	0	0	0	0	0	0			
器物損壊	1	1	0	0	0	0	0	1			

★ 合計発生件数としては、昨年度より2件増加の9件である。暴力行為を繰り返し行う児童も存在する。些細なことが原因で争いが起き、手が出てしまう、物に当たってしまうケースが多い。学校としては、暴力行為があった場合の初動対応を全体で共有しておくこと、各教諭としては初期の段階の変化を見逃さず、きめ細かな対応をしていくことが重要である。

なお、暴力行為があったということはいじめの定義に当てはまる可能性が極めて高いため、いじめの認知も併せて確認する必要がある。また、暴力行為の加害者がいじめの被害者である可能性にも留意する。

1-2 暴力行為（中学校）

区分	(1)発生件数 (延べ数)	加害児童生徒数（実人数）						(2)合計	(3) (2)のうち、2回以上暴力 行為を行った児童生徒数		
		学年別内訳人数									
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生				
合計	6	5	1	0				6	0		
対教師暴力	0	0	0	0				0			
生徒間暴力	6	5	1	0				6			
対人暴力	0	0	0	0				0			
器物損壊	0	0	0	0				0			

★ 合計発生件数としては、昨年度から4件増加し6件である。内容は、生徒間暴力のみである。些細なちょっかいから、エスカレートして暴力行為に及んだものや注意された逆恨みで暴力行為に及んだものなどである。小・中の連携を密にして、早期対応・組織的対応・根気強い指導を心がけるとともに、生徒が、お互いに尊重し、認め合う場面や、相手の気持ちを思いやる場面を継続して作ることが重要である。

なお、暴力行為があったということはいじめの定義に当てはまる可能性が極めて高いため、いじめの認知も併せて確認する必要がある。また、暴力行為の加害者がいじめの被害者である可能性にも留意する。

2-1 いじめ（小学校）

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小計	3	7	2	9	5	10	36

区分	(1)認知件数	(2)解消件数								解消率
		うち その他	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	合計	
4月	5	0	4	0	0	0	0	0	4	80.0%
5月	13	0		0	0	0	0	0		
6月	13	0			0	0	0	0		
7月	5	0				0	0	0		
8月	0						0	0		
9月	0							0		
10月	0									
11月	0									
12月	0									
合計	36	0	4						4	11.1%

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の発生件数

区分	第1号										第2号				
重大な被害の態様	生命			身体			精神			金品等			不登校		
調査主体	学校	学校の設置者	検討中	学校	学校の設置者	検討中	学校	学校の設置者	検討中	学校	学校の設置者	検討中	学校	学校の設置者	検討中
発生件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村長の再調査実施件数	0			0			0			0			0		

「1人1台端末を使つたいじめ」の認知件数

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
認知件数	0	0	0	0	0	0	0

3 令和5年度中に認知したいじめについて

※下記の表には、「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」で回答した数値を入力してください。

計 (令和5年度いじめ の認知件数)	解消しているもの (令和6年3月末現在)	解消に向けて取組中 (令和6年3月末現在)						その他 (令和6年3月末現在)	解消率 (令和6年3月末現在)
		認知から3か月以上経過し ているもの			認知から3か月経過してい ないもの				
102 件	77 件	1	件	24	件	0	件	75.5 %	

※下記の表には、令和6年7月末現在における「令和5年度に認知したいじめの状況」を回答してください。

計 (令和5年度いじめ の認知件数)	解消しているもの (令和6年7月末現在)	解消に向けて取組中 (令和6年7月末現在)						その他 (令和6年7月末現在)	解消率 (令和6年7月末現在)
102 件	102 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	100.0 %

★ 認知件数としては、昨年度の同時期より3件減少して、36件となっている。5、6月の認知件数が多い。学校生活に慣れ、人間関係にも摩擦が生じ始めていることが考えられる。1人1台端末を用いたいじめはなかった。起こりやすい学年はなく、いつでも起こるものと備えて指導にあたることが必要である。解決に時間のかかるケースも目立つ。引き続き、いじめの定義を踏まえ、組織的かつ積極的に認知することが重要である。また、被害者に寄り添い、できるだけ早期解決を目指し、初期の指導段階で家庭と連絡を取り合って、連携を深めて対応していく必要がある。

2-2 いじめ（中学校）

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小計	6	5	1			12	

区分	(1)認知件数	(2)解消件数								解消率
		うち その他	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	合計	
4月	1	0	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
5月	2	0		0	0	0	0	0		
6月	6	0			0	0	0	0		
7月	3	0				0	0	0		
8月	0						0	0		
9月	0							0		
10月	0									
11月	0									
12月	0									
合計	12	0	1						1	8.3%

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の発生件数

区分	第1号										第2号				
	重大な被害の様様		生命		身体		精神		金品等		不登校				
調査主体	学校	学校の設置者	検討中	学校	学校の設置者	検討中	学校	学校の設置者	検討中	学校	学校の設置者	検討中	学校	学校の設置者	検討中
発生件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村長の再調査実施件数	0			0			0			0			0		

「1人1台端末を使つたいじめ」の認知件数

区分	1年生	2年生	3年生	計
認知件数	0	0	0	0

3 令和5年度中に認知したいじめについて

※下記の表には、「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」で回答した数値を入力してください。

計 (令和5年度いじめ の認知件数)	解消しているもの (令和6年3月末現在)	解消に向けて取組中(令和6年3月末現在)				その他 (令和6年3月末現在)	解消率 (令和6年3月末現在)
		認知から3か月以上経過し ているもの	認知から3か月経過して いないもの	0	件		
36 件	29 件	0 件	7 件	0 件	80.6 %		

※下記の表には、令和6年7月末現在における「令和5年度に認知したいじめの状況」を回答してください。

計 (令和5年度いじめ の認知件数)	解消しているもの (令和6年7月末現在)	解消に向けて取組中 (令和6年7月末現在)				その他 (令和6年7月末現在)	解消率 (令和6年7月末現在)
		0	件	0	件		
36 件	36 件	0 件	0 件	100.0 %	%		

★ 認知件数としては、昨年度の同時期より3件増加して、12件となっている。1、2年にいじめが多く発生している状況が続いている。1人1台端末を用いたいじめはなかった。今後も、二者面談での確認や学力の急激な低下など現象から、生徒の変化に気づき、いじめを早期に発見して、対応する必要がある。

また、重大事態調査において、認知から解消までのプロセスは組織的に実施する必要があると指摘されている。年度も後半に入るため、各学校においてはこのことを改めて話し、認知・解決・解消のプロセスについて改めて確認しておく必要がある。

3-1 不登校（小学校）

5 30日以上の長期欠席者数について

(1) 長期欠席児童生徒の実人数を理由別、学年別に入力してください。

	学年別内訳						合 計	不登校児童生徒が在籍する場合、下に「1」と表示されます
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生		
病気	0	1	1	0	2	0	4	
経渓的理由	0	0	0	0	0	0	0	
不登校	1	11	11	19	16	25	83	
うち、前年度不登校有		7	8	16	11	19	61	
その他	0	2	1	0	3	0	6	
長期欠席	1	14	13	19	21	25	93	

注：調査期間内に、連続又は断続して30日以上学校に登校しなかった児童生徒数を学年別、理由別に回答してください。

注：「うち、前年度不登校有」の欄は、今回計上した不登校児童生徒のうち、令和5年度問題行動等調査において不登校と計上した児童生徒

を計上してください。

(2) 不登校児童生徒のうち指導要録上の出席扱いとした実人数を回答してください。

	学年別内訳						合 計	
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生		
指導要録上の出席扱い	0	0	2	3	0	0	5	
① 学校外の機関等	0	0	2	2	0	0	4	
② ICT等の活用	0	0	0	1	0	0	1	
③ ①、②両方	0	0	0	0	0	0	0	

注：1～3を入力すると「指導要録上の出席扱い」は自動集計されます。また、合計は不登校児童生徒数を上回りません。

6 不登校の児童生徒について

(1) 不登校の児童生徒に、どのような対応をしましたか。①～⑪から選び「実人数」を入力してください。

(複数回答可)	区 分	該当	実人数
① 児童生徒理解・支援シート等を活用した組織的・計画的支援を実施している。		5	49
② 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的な支援や家庭への適切な働き掛けを実施している。		8	40
③ 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫をしている。		5	38
④ パソコン等で民間業者が提供するICT教材や個別学習できるシステムを活用した学習の機会を提供している。		6	33
⑤ 市町村立教育支援センター等作成のICT教材を活用した学習の機会を提供している。		1	7
⑥ 学校のプリントを活用した学習の機会を提供している。		8	56
⑦ 通信教育を活用した学習の機会を提供している。		0	0
⑧ ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習の機会を提供している。		6	16
⑨ 教育支援センター（適応指導教室）や民間施設等と連携し、学習の機会を提供している。		7	14
⑩ 1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見のためのアプリ等を用いた把握をしている。		0	0
⑪ 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）を校内に設置し、学習の機会を提供している。		0	0
⑫ ④⑤⑥⑦⑧⑨を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとしている。		4	5
⑬ その他（※本項目に「1」と入力した場合は、下欄に具体例を回答してください。）		3	4
→⑬の具体例	朝霞第五小学校、朝霞第七小学校、朝霞第十小学校		

※「U列」のセルが赤くなっている場合、不登校者数の合計値（セルI91）を上回った数が入力されているエラーです。

(2) (1)の⑫に該当する場合、①②のどちらか「1」を入力してください。

区 分	該当
① 指導要録上の出席扱いとした出席日数を通知表等に反映し、家庭に渡している。	4
② 指導要録上の出席扱いとしているが、出席簿の出欠席の状況を反映し、家庭に通知表等を渡している。	0

★ 不登校人数としては、昨年度の同時期より23人増加して、83人であり、増加傾向は続いている。どの学年においても不登校は発生している。問題は1つではなく複雑化している。その対応を丁寧に行うため、今後も、教育相談のために短縮日課を設けるなど、担任等が不登校児童に向き合う時間を確保するようお願いしたい。一度不登校になってしまふとなかなか学校復帰できない状況もあるため、児童の様子の変化を捉えたら、すぐに対応する必要がある。保護者に、我が子が18歳の成人を迎えた時の姿を想像させて、協力を得ることも大切である。

3-2 不登校（中学校）

5 30日以上の長期欠席者数について

(1) 長期欠席児童生徒の実人数を理由別、学年別に入力してください。

	学年別内訳						合計	不登校児童生徒が在籍する場合、下に「1」と表示されます
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生		
病気	0	2	3				5	
経済的理由	0	0	0				0	
不登校	28	56	47				131	1
うち、前年度不登校有		49	47				96	
その他	1	0	0				1	
長期欠席	29	58	50				137	

注：調査期間内に、連続又は断続して30日以上学校に登校しなかった児童生徒数を学年別、理由別に回答してください。

注：「うち、前年度不登校有」の欄は、今回計上した不登校児童生徒のうち、令和5年度問題行動等調査において不登校と計上した児童生徒

を計上してください。

(2) 不登校児童生徒のうち指導要録上の出席扱いとした実人数を回答してください。

	学年別内訳						合計	
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生		
指導要録上の出席扱い	3	4	5				12	
① 学校外の機関等	3	3	5				11	
② ICT等の活用	0	1	0				1	
③ ①、②両方	0	0	0				0	

注：1~3を入力すると「指導要録上の出席扱い」は自動集計されます。また、合計は不登校児童生徒数を上回りません。

6 不登校の児童生徒について

(1) 不登校の児童生徒に、どのような対応をしましたか。①～⑪から選び「実人数」を入力してください。

(複数回答可)

	区分	該当	実人数
① 児童生徒理解・支援シート等を活用した組織的・計画的支援を実施している。		2	64
② 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的な支援や家庭への適切な働き掛けを実施している。		5	77
③ 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫をしている。		2	48
④ パソコン等で民間業者が提供するICT教材や個別学習できるシステムを活用した学習の機会を提供している。		5	112
⑤ 市町村立教育支援センター等作成のICT教材を活用した学習の機会を提供している。		0	0
⑥ 学校のプリントを活用した学習の機会を提供している。		5	131
⑦ 通信教育を活用した学習の機会を提供している。		0	0
⑧ ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習の機会を提供している。		3	7
⑨ 教育支援センター（適応指導教室）や民間施設等と連携し、学習の機会を提供している。		4	9
⑩ 1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見のためのアプリ等を用いた把握をしている。		0	0
⑪ 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）を校内に設置し、学習の機会を提供している。		1	10
⑫ ④⑤⑥⑦⑧⑨を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとしている。		5	12
⑬ その他（※本項目に「1」と入力した場合は、下欄に具体例を回答してください。）		0	0
→⑬の具体例			

※「U列」のセルが赤くなっている場合、不登校者数の合計値（セルI91）を上回った数が入力されているエラーです。

(2) (1)の⑫に該当する場合、①②のどちらか「1」を入力してください。

	区分	該当
① 指導要録上の出席扱いとした出席日数を通知表等に反映し、家庭に渡している。		3
② 指導要録上の出席扱いとしているが、出席簿の出欠席の状況を反映し、家庭に通知表等を渡している。		2

★ 不登校人数としては、昨年度の同時期より3人減少して131人であり、依然として多い状況でありながら数年ぶりに減少に転じた。しかしながら、減少が続くと見込むことはできないため、継続した対応をお願いしたい。

一度不登校になってしまふと、長期化する傾向にある。そのため、日頃から生徒の様子に十分に気を配り、関係諸機関と連携しながら、早期対応と継続的支援を行う必要がある。今後も、教育相談のために短縮日課を設けるなど、担任等が不登校生徒に向き合うための時間を学校全体で作り、対応をお願いしたい。くれぐれも学校に来ていないことを理由に、面談を実施しなかつたり、教育相談アンケートが行き渡らなかつたりすることがないよう留意いただきたい。また、担任だけで対応するのではなく、学校全体で組織的に対応する必要がある。

4-1 相談・指導等を受けた学校内外の機関等について（小学校）

	区分	該当
学校外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導を受けた実人数	22
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数	4
	① 教育支援センター（適室）	2
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数	2
	(b) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0
	② 教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関 (①を除く)	2
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数	0
	(b) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0
	③ 児童相談所、福祉事務所	0
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数	0
	④ 保健所、精神保健センター	0
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数	0
	⑤ 病院、診療所	15
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数	1
	⑥ 民間団体、民間施設	4
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数	1
	⑦ 上記以外の機関等	1
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数	0
学校内	(2) ①～⑦の機関等での相談・指導を受けていない人数	61
	(3) (1)、(2)の合計	83
	(4) ⑧、⑨による相談・指導等を受けた実人数	32
	⑧ 養護教諭による相談・指導等を受けた実人数	11
	⑨ スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	24
	(5) 上記⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数	51
	(6) (4)、(5)の合計	83
(7) 上記①～⑦、⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数		33

★ 指導要録上の出席扱いとなっている児童数が4名で、令和5年度の1年間が4名であったことを踏まえると今年度は多くなっていくことが予想される。長期にわたり不登校となっている児童の頑張りを、積極的に評価するため、指導要録上の出席扱いについて検討をお願いしたい。AIドリル等を活用しながら、学習の機会を提供していただきたい。

「不登校対応段階別アプローチプラン」も今年度改訂したものを資料として添えるので活用願う。

4-2 相談・指導等を受けた学校内外の機関等について（中学校）

	区分	該当
学校外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導を受けた実人数	18
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数	11
	① 教育支援センター（適室）	5
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数	5
	(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0
	② 教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関 (①を除く)	1
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数	1
	(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0
	③ 児童相談所、福祉事務所	0
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数	0
	④ 保健所、精神保健センター	0
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数	0
	⑤ 病院、診療所	6
(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数	0	
⑥ 民間団体、民間施設	7	
(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数	5	
⑦ 上記以外の機関等	0	
(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数	0	
(2) ①～⑦の機関等での相談・指導を受けていない人数	113	
(3) (1)、(2)の合計	131	
学校内	(4) ⑧、⑨による相談・指導等を受けた実人数	77
	⑧ 養護教諭による相談・指導等を受けた実人数	54
	⑨ スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	70
	(5) 上記⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数	54
	(6) (4)、(5)の合計	131
	(7) 上記①～⑦、⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数	44

★ 指導要録上の出席扱いとなっている生徒数が11名で、令和5年度の1年間が14名であったので小学校同様、多くなっていくことが予想される。長期にわたり不登校となっている生徒の頑張りを積極的に評価するため、指導要録上の出席扱いについてさらなる周知と対応をお願いしたい。出席扱いの要件に、生徒の学習の理解の程度を踏まえたプログラムであることや学習の進捗状況等を把握することなどがあるが、AIドリルはこれらを個別最適に実践できる可能性があるので活用していただきたい。

「不登校対応段階別アプローチプラン」も今年度改訂したものを資料として添えるので活用願う。

5-1 不登校生徒の進路状況

11 不登校生徒の中学校卒業後の進路状況について（中学校・義務教育学校（後期）・中等教育学校（前期）のみ回答）

(1) 「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における不登校生徒のうち、中学校3年生の人数を記入してください。

(2) 上記に計上した生徒の進路状況について、該当する項目に「実人数」を入力してください。

区分		人数
高等学校等進学者 (高等 本等 科 学 校)	① 全日制課程	16
	② 定時制課程	5
	③ 通信制課程	78
	④ 高等専門学校等	0
	⑤ 特別支援学校高等部	1
	⑥ 専修学校等進学・入学者	0
	⑦ 就職者等	2
	⑧ その他	5

★ 令和6年度調査より、不登校生徒の進路についての調査が加わった。令和5年度中学3年生の不登校生徒107名のうち、100名が進学することができている。不登校生徒を前向きな気持ちにさせ、きめ細やかな進路指導を実施できている結果と捉えている。その他の5名については、在家庭となっている。

今後の進路指導において、在家庭となりそうな生徒の保護者には、今後の進路の見通しと、生徒本人の自立をどのようにさせていくかを密に話し合っておくことで、将来のリスク軽減につながると信じ、指導にあたっていただきたい。

不登校対応 段階別アプローチプラン(令和6年度9月改訂)

朝霞市教育委員会 教育指導課

		本人に対して	保護者に対して	関係機関との連携
第1段階	1日欠席	<ul style="list-style-type: none"> 電話連絡し、休んだ理由と体調の確認、家でどのように過ごしたか、本日の学校・学級の様子を話す。明日の登校を促す。 「先生は心配しているよ」、「学校に来てほしい」という思いを込めて声をかける。 担任または仲の良い友人が、授業プリントなどを届ける。 前日の学校での様子から、トラブルがなかったか情報を収集する。 <p>※オンライン学習を提案する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 欠席連絡がない場合、朝のうちに必ず確認の連絡をする。 欠席連絡があった場合でも、放課後に電話連絡する。 電話では、欠席理由と本人の様子、明日はどうなりそうか聞く。 電話で本人と話せたとしても、保護者とも話ををして、様子を聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> 欠席黒板への記入で、学年教員と情報を共有する。校務支援システムを順次活用していく。 養護教諭に欠席理由を伝え、情報を共有する。 欠席連絡がなく登校していない場合、学年教員等にすぐに伝える。
第2段階	3日欠席 (連続)	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問し、本人の様子を確認する。本人の気持ちや心配なことを丁寧に聞く。 次の日の授業の予定などを伝え、登校しやすいイメージを持ってもらう。 仲の良い子から話を聞く。 担任または仲の良い友人が、授業プリントなどを届ける。 <p>※オンライン学習を提案する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問をし、家の様子を聞く。保護者の気がかりなことなど、情報を得る。 学校にできる配慮があるか確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学年内教員、学年主任、教育相談部、部活動顧問、管理職などに報告し、情報を共有する。 さわやか相談室と連携する。(小学校は必要に応じて校区のさわやか相談室と連携) 学年会などで対応を検討する。
第3段階	ボツボツ欠席 (連続でない)	<ul style="list-style-type: none"> 登校した日に休む理由、交友関係、悩みなどを聞く。※聞き取る側の姿勢として「いじめの有無」に留意する。 仲の良い友達に、声をかけてもらう。 本人を気にかけた声かけをする。 <p>※オンライン学習を提案する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電話連絡で、欠席の前日や登校した日の朝の本人の様子、いつもと違うところがないか、気がかりなことを聞く。 学校に来てもらえるようであれば来校でもらい、家庭での様子や今後の対応を話し合う。 登校できた日は、送り出しに感謝を伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて教育相談部にも面談に入っでもらう。 教育相談部会で経過観察、情報を共有する。対応を検討する。 複数の教員から、登校時に声かけをしてもらう。 さわやか相談室にも情報提供をする。
第4段階	1週間欠席 (連続)	<ul style="list-style-type: none"> 必ず家庭訪問をし、本人の様子を確認し、本人の気持ちや心配なことを聞く。「会えてうれしい」など、本人を気にかけた声かけをする。 担任だけでなく、学年の教員、養護教諭、さわやか相談員など、本人が話しやすい人と家庭訪問をする。 学習面の悩みにも配慮する。 仲の良い子から話を聞く。 <p>※オンライン学習を提案する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問をし、家の様子を聞く。保護者の気がかりなことなど、情報を得る。 面談を行い、欠席の理由をはっきりさせ、今後の対応を話し合う。 相談室登校などを提案する。 参加できる教科のみに参加、放課後登校など本人のペースにあった登校方法を提案する。 登校できるよう、背中を押してほしいと伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> さわやか相談室、スクールカウンセラー、養護教諭等と連携する。 場合によっては、管理職にも面談に入っでもらう。 こども未来課に情報提供をする。 埼玉県教育委員会作成の「一人一人の社会的自立に向けた児童生徒支援ガイドブック」を活用し、支援のアセスメントを行う。
第5段階	長期欠席 (連続)	<ul style="list-style-type: none"> 週1回家庭訪問等をし、関係を切らさない。 放課後登校、保健室・相談室登校など、可能な方法で登校を促す。 当面の目標として、次回の登校日を設定する。 学校行事への参加を促す。 生活リズムの乱れに注意する。 学習支援を行う。 <p>※オンライン学習を提案する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 週1回家庭訪問等をする。1か月以上の長期欠席の場合、週1、2回電話連絡をする。家の様子を聞くなど、関係を切らさない。 面談を行い、家の様子を聞き、学校としてできることを話し合う。 保護者自身の悩みの相談にのる。 相談室登校、子ども相談室などを紹介する。 18歳の成人時点の姿をイメージさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> さわやか相談室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども相談室と連携する。 医療機関、フリースクール等の外部機関とも連携する。 こども未来課と連携する。 指導要録上の出席扱いについて積極的に取り扱っていく。※別紙
第6段階	回復期	<ul style="list-style-type: none"> 励ましの言葉や登校できたことをほめる声かけをする。 本人にとって障害となるものを取り除くなど、登校しやすい環境づくりをする。 無理のない登校リズムを相談して決める。短期目標と長期目標を本人に決めさせる。 養護教諭やさわやか相談員など、複数の教員がアプローチする。 学習支援を行う。オンライン学習を提案する。 	<ul style="list-style-type: none"> 電話連絡などを継続する。 家庭での様子の変化など、心配なことがないか、定期的に話を聞く。 家庭での送り出しに感謝を伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携を継続し、情報交換を行う。

※指導要録上の出席扱いについて

1. 関係機関との連携を行った場合の「指導要録上の出席扱い」

適応指導教室やフリースクールなどの学校外の公的機関や民間施設で、相談・指導を受けている場合一定の要件の下、
校長の判断で指導要録上の出席扱いとすることが可能です。

一定の要件

- ①保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ②民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、施設の実施主体や運営の在り方、相談・指導の在り方等を踏まえ、
校長が教育委員会と連携して判断すること。※その際、「民間施設についてのガイドライン 文部科学省」を参考にする。
- ③当該施設に通所または入所して相談・指導を受けること。
- (④学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が教育課程に照らして、適切であると判断できること。)

2. ICT等を活用した学習活動を行った場合の「指導要録上の出席扱い」

小学校、中学校については自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合、以下の要件の下、
指導要録上の出席扱いとなります。

要件

- ①保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ②ICTや郵送、FAX等を活用して提供される学習活動であること。
- ③訪問等による対面指導が適切に行われていること。
- ④当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること。
- ⑤校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分に把握すること。
- ⑥基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。
- (⑦学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等が学校の教育課程に照らし、適切であると判断できること。)

参考 「一人一人の社会的自立に向けた児童生徒支援ガイドブック」 埼玉県教育委員会令和6年3月

教育長報告事項

令和6年度「いじめ防止月間」における各学校の取組について

1 共通の取組

- (1) 「心と生活アンケート」(小学校5・6年、中学校1・2・3年対象)を、「いじめ防止月間」(10月、11月)の期間中にすべての小・中学校で実施する。また、小学校の1年生から4年生に対するアンケートについても、学校ごとに実施するようにしている。
- (2) 相談できる学校及び専門機関の一覧表「ひとりでなやまないで」を期間中に全小・中学校で配付する。
- (3) 全ての学校において、校長の指示・伝達や文部科学省等の資料を使って校内研修などを実施し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応について、意識を新たに取り組んでいる。
- (4) 「学校いじめ防止基本方針」を策定し、各学校のホームページで公開している。
- (5) 全校集会の校長講話や学校だより等で、いじめ防止に関わる内容を扱う。
- (6) 人間関係を豊かにすることを目指した特別活動の授業、いじめ問題を考えさせる道徳の授業に取り組む。
- (7) 生徒指導委員会や教育相談部会等を組織し、情報を共有している。

2 各小中学校の主な取組

朝霞第一小学校

- ・自校アンケートを年4回、全学年で実施した上で、指導を行う。アンケートの結果は、各担任が保管し、指導したこと等の記録がわかるようにしておく。
- ・いじめ防止標語の取組として、各クラス代表1つのいじめ防止標語を選び、校舎内のいじめ防止コーナーに掲示する。
- ・学校だよりで、いじめ防止月間にに関する内容を掲載し、保護者や域住民等に対する啓発活動を行う。

朝霞第二小学校

- ・いじめ防止標語を募集し、良いものについては校内放送で紹介し、「笑顔あふれるあたたかい学校宣言」に掲載し、校内や地域に向けて掲示する。
- ・各教員が日常的に児童間トラブルを専用フォーマットに記録し、生徒指導委員会でいじめにつながる行動等について報告を行う。
- ・個人面談週間(12月)を活用し、家庭と連携する。

朝霞第三小学校

- ・教育相談日の設定および実施（年6回）。
- ・SNSの使い方と注意点について懇談会で説明、資料の配布。
- ・いじめ防止運動「三小なかよし宣言」の実施（全校児童、各クラスの宣言の掲示と校内放送）。
- ・いじめ防止基本方針の見直しとその具現化（いじめ防止に向けた学級づくり、教師の言動・姿勢の確認）。

朝霞第四小学校

- ・気になる児童の様子についての記録の様式を整え、全職員が確認できるようにする。記録は蓄積し、進級時は引継ぎ資料としても活用する。
- ・学級担任、学年教員、管理職等の連携を密にし、組織的な対応を行う。
- ・中学校と連携し、児童生徒の情報や家庭の様子等について共有する。

朝霞第五小学校

- ・心のアンケートの実施。（学期ごと全学年対象）
- ・ネットいじめに関する研修・タブレットの使い方とルールの共通理解。
- ・いじめを受けた児童、いじめをした児童への指導やその保護者への助言や支援をするための校内体制の整備と保護者との連携。
- ・生徒指導記録フォルダの作成・蓄積等を行い、指導情報を適切に引継ぐ。

朝霞第六小学校

- ・「六小いじめ撲滅スローガン」を全校児童が投稿し、校内に掲示する。
- ・代表委員会によるいじめ撲滅運動（いじめ撲滅リーフレットの作成、ハッピータイムの導入、放送による呼びかけ）の実施。
- ・キャリア教育の充実。
- ・ホームページの充実など外部への積極的な情報発信。

朝霞第七小学校

- ・「1人1人が楽しく学校生活を送るために守ってほしいこと」、「いじめを許さない」、「命の大切さ」について、生活目標と合わせて校長講話をを行う。
- ・児童一人一人に日頃から目を向けることで、些細な変化にも気が付けるようになる。また、生活アンケートを活用し、児童の様子で気になる点が見られた場合、直ちに対応できるようとする。（案件報告シート等）
- ・「生活（いじめ）アンケート」を実施し、個に応じた教育相談を行う。併せて教育相談日（学期1回）を設定し、保護者との連携を図る。

朝霞第八小学校

- ・学校生活アンケート（月2回）の実施後には、児童1人1人と対話する時間を探る。
- ・今後の指導に生かすことができるようアンケートは複数年保存とする。
- ・生徒指導部会を中心に、情報収集を行い、正確・丁寧に学校全体の様子を複数の教職員で把握する。児童の成長・発達を促したり支えたりする意図でなされる働きかけが生徒指導であるという明確な自覚を持ち、適切に指導にあたる。

朝霞第九小学校

- ・クラスごとにいじめの防止・撲滅に関する宣言ポスターの作成をし、各学年の廊下に掲示する。
- ・「心の生活アンケート」（校内作成）を1～4年生にて実施する。
- ・代表委員によるいじめ防止についての校内放送を実施する。

朝霞第十小学校

- ・「あいさつ運動」を委員会ごとに行う。各学級から挨拶標語を募集、掲示することで気持ちの良い挨拶習慣を身に付け、児童の心を明るく照らす。
- ・特別活動で「仲良し宣言」を学級ごとに考え、ホールに掲示する。
- ・管理職による「教室訪問」の機会を増やし、複数の目で見ることで、見落としがちな小さなことを見つける。

朝霞第一中学校

- ・生徒会主導で「いじめ撲滅運動」を実施し、行動宣言を廊下に掲示して、その成果や今後の課題について全校で共有することで、生徒の自治力を活性化させる。
- ・Q-Uテストを2回実施し、生徒理解を深め、令和5年度に引き続き学年全体の傾向を共有し、チームで対応できるようにする。
- ・全生徒を対象に二者面談を2回実施する。

朝霞第二中学校

- ・生徒会本部を中心に「オレンジリボンキャンペーン」を実施する。
- ・学力状況調査などを分析し、各教科で研究を推進しながら、日々の授業で実践する。ICTの効果的な活用や、指導法の工夫で意欲を高め、楽しい授業、分かる授業を実践する。
- ・月に一度、生徒指導委員会を実施し、各委員会が生徒主体による活動が積極的にできるよう支援していく。
- ・「花を育て心を育てる」栽培活動の取り組みを教師・生徒が一体となり、校内の環境づくりに努める。

朝霞第三中学校

- ・校内研修において発達支持的生徒指導に係る研修を実施する（SST、AT等）。
- ・朝霞警察署に非行防止教室等を依頼し、生徒の生活を見直し、正しく判断し行動するための力を養う。
- ・欠席に係わる様態の確認や学校での様子等、気がかりなことは早めに家庭へ連絡し、実態を把握することで、保護者と共に対応をすすめていく。
- ・啓発用ポスターを校内に掲示し、いじめを許さない風土を醸成する。

朝霞第四中学校

- ・毎月、生活アンケートを実施し、いじめや悩みの早期発見に努める。
- ・さわやか相談室による積極的な相談活動を実施する。
- ・各委員会の積極的な活動を促すため、月1回の生徒指導委員会において活動内容の精査を行い、生徒の活動に還元する。
- ・学力状況調査などを分析し、各教科で研究を推進しながら、日々の授業で実践する。

朝霞第五中学校

- ・道徳の時間等に、人権感覚育成の授業を実施する。
- ・生活委員長による「いじめゼロ宣言」を行い、全校生徒が「私は〇〇します」と宣言カードを記入する。
- ・心と体のアンケートを月1回実施し、いじめの早期発見・解決に努める。
- ・生活記録ノートを、各クラス毎日確認し、悩み事やいじめの相談を教師が察知した際には、ただちに教育相談・生徒指導につなげる。

教育長報告事項

令和6年度第2回朝霞市スポーツ推進委員会議について

- 1 事業名 令和6年度第2回朝霞市スポーツ推進委員会議
- 2 開催日時 令和6年9月12日（木）午後7時00分～午後7時30分
- 3 開催場所 朝霞市立総合体育館 会議室
- 4 出席者 朝霞市スポーツ推進委員（25名中22名出席）（※別紙参照）
事務局（7名）
- 5 傍聴者 なし
- 6 議題
(1) 第69回朝霞市民スポーツ大会について
ア 当日の流れについて
イ 競技説明書について
(2) その他
- 7 会議の概要
1 第69回朝霞市民スポーツ大会について
当日の競技役員の流れ、競技役員の配置についての確認、今年度の競技種目について説明した。
- 2 その他
第69回朝霞市民スポーツ大会におけるマスメディアの対応について報告した。

第2回 朝霞市スポーツ推進委員会議 出欠席表

(令和6年9月12日(木) 朝霞市立総合体育館 会議室 午後7時~)

氏名	所属	出欠
馬場 典成	少年サッカー	出席
塩味 光夫	卓球	出席
椎橋 成美	スポーツ少年団	出席
茂木 善行	卓球	出席
野島 安広	ソフトテニス	出席
佐々木 雄悦	ジョギング	出席
篠崎 大輔	野球	出席
土屋 秀雄	バスケットボール	出席
荒川 教子	エクササイズ	出席
藤田 志穂	なぎなた	出席
谷津 謙	陸上競技	出席
大越 永人	野球連盟	欠席
星 紀宏	陸上競技	欠席
吉井 美佐子	陸上競技	出席
大橋 和美	テニス	出席
坂本 邦春	バスケットボール	出席
伊藤 秀晃	野球	出席
中西 一裕	少年サッカー	出席
貝塚 裕	少年サッカー	出席
井上 瞭	少年サッカー	出席
山本 昌利	空手道	出席
木村 直登	卓球	出席
浅見 優斗	バドミントン	欠席
山口 英雄	バドミントン	出席
渡邊 孝	水泳	出席

※25名中22名出席

教育長報告事項

朝霞市県展作品展について

1 開催期間 令和6年9月14日（土）～9月29日（日）

2 協賛 朝霞市美術協会、埼玉県芸術文化祭2024

3 場所 朝霞市博物館

4 入館者数 1,921人 一日平均137人（開催日数14日）

関連講座 はじめての篆刻 9月22日（日）

一般対象 参加者6名（定員6名）

5 内容

本展示は、朝霞市美術協会の協賛を得て博物館開館当初から実施しており、今年で26回目となります。市民が市内作家の身近な作品を通して芸術を楽しみ創作意欲を深めることを趣旨とし、今回は第72回埼玉県美術展覧会（県展）に出品された市内作家（在住・在勤・在学・朝霞市美術協会員）の作品23点を紹介しました。内訳は入選19点（うち埼玉県美術家協会賞1点）、招待作品等4点で、分野は日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真の6分野に及びました。

6 評価及び反省

昨年度から県展の彫刻部門に出品されている若手作家の方が、今年度は埼玉県美術家協会賞を受賞されました。今後も市内の若手作家の方に発表の場を提供出来るよう朝霞市県展作品展を充実させて参ります。

また、展示期間中に当館が“J R 駅からハイキング”のコースになっていたこともあり、来館者数が昨年より 503 人増の 1,921 人となりました。今後も幅広い広報を行い、より多くの方に当館へご来館いただけるよう努めます。また、県展作品展関連講座としては、実施 3 年目となる初心者を対象とした「はじめての篆刻」を実施しました。日展準会員・読売書法会常任理事 岩村 節蘆（せつろ）先生を講師に迎え、オリジナルの印鑑の作成及び、字体の歴史について講義をしていただき、好評を得ました。

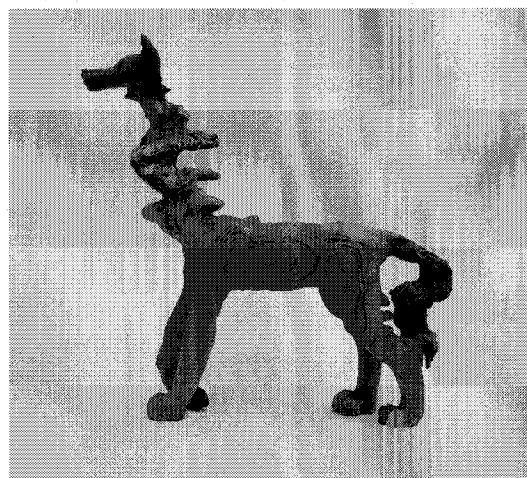
今後も、美術団体との連携や関連講座の企画などにより事業の充実を図り、地域の芸術活動振興に努めていきたいと考えます。



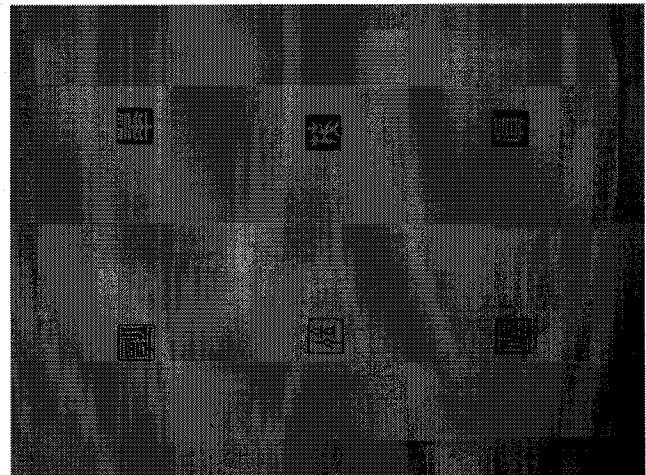
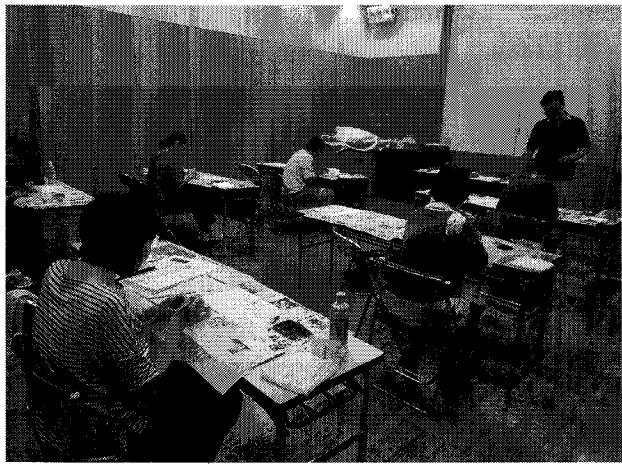
展示室全景（入口から）



内覧会



彫刻「歩り」
下島 舞子
朝霞市美術家協会賞



博物館体験教室「はじめての篆刻」

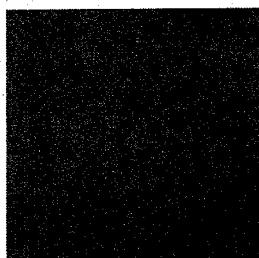
埼玉県芸術文化祭 2024 協賛事業

第72回 朝霞市県展作品展

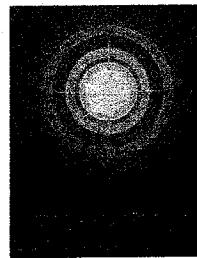
—入選・招待・審査員作品を会して—

今年の「県展」(第72回埼玉県美術展覧会)は、5月29日～6月20日まで埼玉県立近代美術館で行われました。日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真の6部門に一般より2,816点の応募があり、1,472点が入選。展示作品は、委嘱・招待・審査員・運営委員作品341点とあわせ1,813点になりました。朝霞市からは19名の方(朝霞市美術協会会員を含む)が入選。

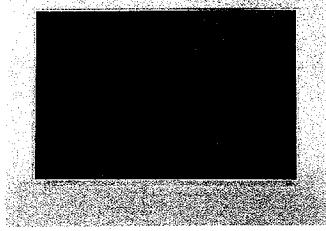
今回の展示では招待・審査員作品4点等とあわせ23点の作品を紹介します。



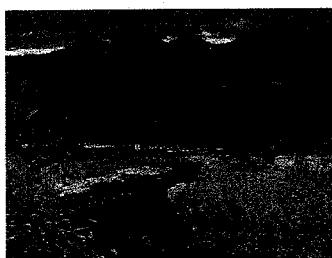
「花雨」
小池 奈千



「沈黙の海」
庄司 剛 (招待)



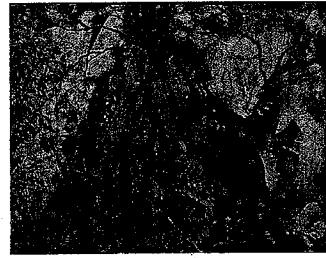
「D-GIN・ツイフウ」
醍醐 イサム (審査)



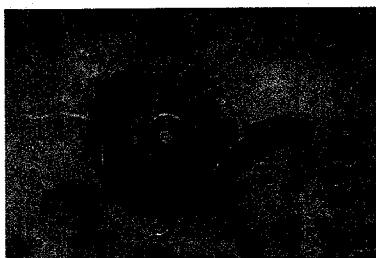
「春日の残照」
大河原 清司



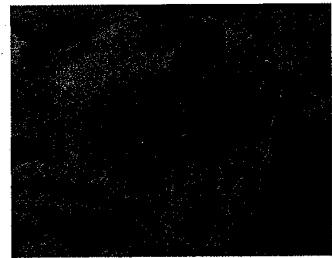
「森の記憶」
太田 幸子



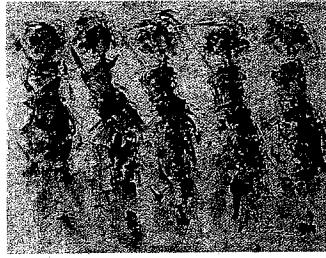
「Breath of life」
松本 八千代



「遊々」
小山 雅子



「Dance!」
竹内 敏江



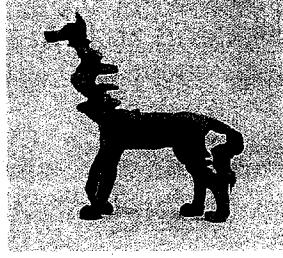
「5(リマ)ワニタ」
クトゥ・スアルジーナ



「癒しを求めて」
馬木 まさ子



「A DAY 2024-7」
山崎 千鶴



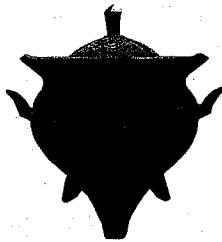
「涉り」
下島 舞子
埼玉県美術家協会賞



「やさしい刻」
境野 里香（審査）



「明日を想う」
吉澤 光子



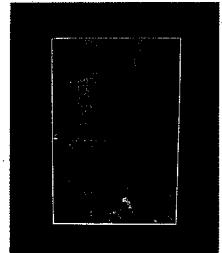
「炭化香炉」
榎本 洋二（招待）



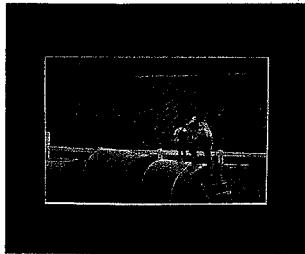
「千里駒」
平澤 醉舟



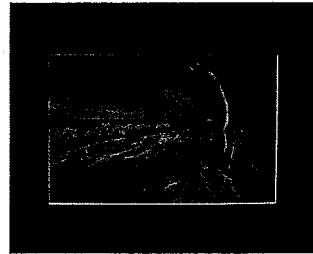
「春思二首」
船本 清花



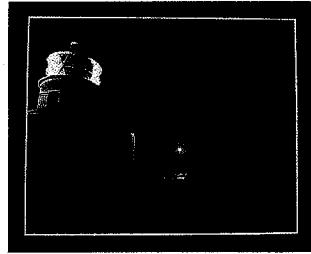
「小さな秋見つけた」
佐竹 保二



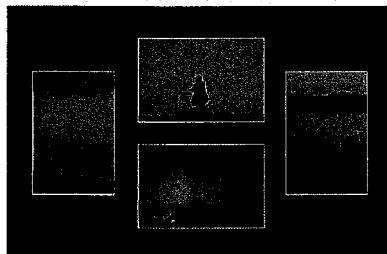
「小さな冒険」
阿部 洋子



「厳冬の大地」
榎本 周二



「月の灯台」
那須 伸勝



「静かに暮れる」
竹下 進



「息災の祈り」
阿部 賢司

第72回 朝霞市県展作品展 —入選・招待・審査員作品を会して—

令和6年9月14日(土)～9月29日(日)

期間中の休館日 9月17日(火)・24日(火)

主催 朝霞市 協賛 朝霞市美術協会

【交通案内】 東武東上線 朝霞台駅・JR 武藏野線 北朝霞駅から徒歩15分

【利用案内】 ●開館時間／午前9時～午後5時

●入館料／無料

●休館日／月曜日（祝日にあたるとときは開館）

祝日の翌日（土日にあたるとときは開館）

第4金曜日（本展示期間中は開館）・12月27日～1月4日

朝霞市博物館

〒351-0007 埼玉県朝霞市岡 2-7-22

Tel 048-469-2285 Fax 048-468-0079

E-mail bunkazai@city.asaka.lg.jp URL <http://www.city.asaka.lg.jp> (市HP)

